

17 世紀のリヨンの手形決済所規則

小 梁 吉 章

1 リヨンの決済所規則の訳出の意義

フランスの近代的な商事法は、ナポレオン治世下での 1807 年 9 月 15 日の商法典から始まるが、これに先立って、1673 年のルイ 14 世による商事王令があった⁽¹⁾。

1673 年の商事王令は、とくに手形や倒産処理に関して多数の条文を置いているが、これにも先行する規定があった。1655 年 10 月 8 日と 9 日にリヨンの商人らが定めた「定期市裁判所の訴訟手続方例」(*Le stile de la jurisdiction établie dans la ville de Lyon*) と 1667 年 6 月 2 日の「決済所規則」(*Reglemens de la place des changes de la ville de Lyon*)⁽²⁾ である。

1673 年の商事王令は手形実務については「リヨン市の 1667 年規則に変更を加えるものではない」と明記し⁽³⁾、リヨンの規則の有効性を確認している。本規則はその名が示すとおり、手形の決済実務に関する規定であるが、不渡りを起こした商人にたいする倒産処理についても規定している。

(1) ルノー助教授は「1807 年商法典は、古法の商事王令を廃止するものであった」とされている(ルノー(拙訳)「フランス倒産法の歴史」広島法学 27 卷 1 号 149 頁・脚注 39)。また、同助教授は、商法典が「1673 年商事王令の影響を受け、商法典は基本構成を残した」、同商事王令は「フランスの初の商事法であり、フランス全土に普及し、さらに国境を越えてイタリアにも及んだ。同王令は、それまで非常に流動的であった商事法を確定し、全体として首尾一貫した形に整備し」と書かれている(前掲・153 頁)。

(2) 本規則は国王の認可などとともに、リヨンのアントワーヌ・ジュリエロン書店から 1678 年に刊行された。

(3) 商事王令第 5 編「為替手形・約束手形」の 7 条の規定。

「訴訟手続方例」には商事事件の判決手続や破産手続に関する規定があり⁽⁴⁾、これはすでに訳出したので⁽⁵⁾、本稿では、「決済所規則」を訳出した。

定期市では、領主または国王が交通の安全を保障し、滞在中の人身の保護 (*sauf-conduit*)、財産の不可侵 (*suppression de droit d'aubaine*)、非課税 (*exemption des impositions*) を認めた。定期市で取引する商人には、手形の振出や利息の受領が許され、フランスの他の地方や外国の通貨が流通した。これらが定期市の特権 (*privileges*) である⁽⁶⁾。ある定期市で商品を買ひ、手形を振り出した場合、その決済は次回の定期市が終了した後に行われた⁽⁷⁾。ガスコン教授は、1556年の復活祭の時期の定期市での売買の決済を、8月の定期市の終了後2カ月経過し、11月の万聖節の定期市が始まる15日前の10月17日から行ったことを紹介している⁽⁸⁾。定期市の商人は手形を使う特権を有し、これは買掛という信用を享受することを意味したのであり、決済を制度化する必要があった。実際には、リヨンでは、本規則以前の15世紀後半にはすでに手形の決済が行われていたのであって⁽⁹⁾、本規則は手形決済を成文

(4) 商事王令第9編は「拘束禁止令状と猶予状」(*de défenses et lettres de répit*)、第10編は「財産譲渡」(*des cessions de biens*)、第11編は「破産と破産犯罪」を規定した。リヨンの1655年訴訟手続方例は、「猶予状」や「財産譲渡」を考慮しないと規定したが(同10条、同第20章)、同第22章の「破産手続」は商事王令第11編に影響を及ぼしている。リヨンで猶予状や財産譲渡を考慮しなかったのは、定期市における商取引の安全を優先したためである。

(5) 拙稿「17世紀のリヨンの商事裁判—判決の域外執行と破産手続」*広島法学* 37巻1号。

(6) M. Bézard, *Les foires de Lyon aux XV^e et XVI^e siècles*, 1914, pp. 105-119.

(7) M. Bézard, *op. cit.*, p. 263. ベザール控訴院弁護士は1488年4月10日に「本為替手形の第一本にたいして、来たる5月の15日に、リヨンのネリ・カポン・エ・ベルトラミ・ド・ブデリノ会社に、金貨で300エキュを支払え。ルメートル」として振り出され、「父ジャン・ルメートル(支払人)」と裏に表記された為替手形の例を挙げている。

(8) R. Gascon, *Les capitaux au service du commerce*, In: *Histoire économique et sociale de la France* T. 1., 1977, p. 281.

化したものである⁽¹⁰⁾。本規則から、手形交換制度のない時代の手形決済の仕組みをうかがうことができよう。また、フランスでは現在も倒産法は商法典第 6 編に規定され、倒産手続は、商人に「支払停止」(*cessation de payement*)があったときに開始される。手形の不渡りは、商人の「支払停止」の典型であり、現在に続くフランス倒産法の商人破産主義と支払停止主義の起源の一端は、本規則にあらう。さらに本稿では、定期市でどこの商人がどのような商品を商ったのか、定期市の成り立ちとともに参考までに記した。

2 1677 年リヨン決済所規則

(1) 仮訳

本規則は、リヨンの主要な商人 (*Negocians*) が提案し、参事会長殿と参事会員諸氏 (*Meßieurs Prevost des Marchands et Eschevins*)、定期市裁判官 (*Juges Gardiens*)、定期市国王特権管理裁判官 (*Conservateurs des Privileges Royaux de ses Foires*) により承認され、さらに、商事顧問会議 (*en son Conseil de Commerce*) において国王陛下 (*Sa Majesté*) が認可され、パリ高等法院 (*Cour de Parlement de Paris*) が確認し、リヨン市定期市国王特権管理裁判所が登録した。

本規則は、適時に行うべき支払の遅延や為替手形 (*lettres de change*) の呈示と引受、当事者間の振替決済 (*virement de parties*)、為替手形の支払 (*prix*

(9) ルノー助教授は「リヨンの規則は 1667 年 6 月 2 日の倒産に関するリヨンの卸業者の規則であるが、この規則はリヨンにおいて中世以来行われた慣習を成文化したものとされている (前掲・156 頁・脚注 17)。ベザール控訴院弁護士は、定期市が成立した 15 世紀から、定期市の決済 (*payements des foires*) と称して、取引の決済が行われ、この決済が重要性を増したとしている (M. Bézard, *op.cit.*, p. 265)。

(10) フランスの中近世の手形制度については、ジャン・イレール (拙訳)「フランス手形法史 (一) (二) (三・完)」広島法学 28 卷 2 号 189 頁、3 号 108 頁、4 号 103 頁を参照。

des changes) その他の商取引についての違反行為がリヨン市決済所で起きており、このようなことが続くのを防ぐために、古来の慣行にそって、商取引の名誉と信用のために設ける規則であり、違反行為にすみやかに対策をとらなければ、やがて同所は完全な混乱に陥り、同市の商人、一般人に重大な損害をもたらそう。

本規則は、当市の主要な商人が提案し、参事会長と参事会員、定期市裁判官、定期市国王特権管理裁判官が下記のとおり署名、承認し、さらにこれを妥当であるとして、商事顧問会議において国王陛下が認可され、所用の文書命令を発せられた。

○ リヨン市決済所規則

(手形決済の規定) (筆者追記)

第1条：今後 (*cy apres*)、支払開始日 (*ouverture de châque Payement*) を、年4回⁽¹¹⁾の支払月の祭日を除く初日 (*le premier jour non férié du mois de chacun des quatre Payemens*) とし、フランス人、外国人を問わず、リヨン市決済所の主要な商人の集会 (*Assemblée*) において、参事会長殿に懇請してそのご出席のもと、ご欠席の場合は、最古参の参事会員に懇請してそのご出席のもとで、2時に始める⁽¹²⁾。この集会において同所を支払地とする為替手形の引受 (*les acceptations de lettres de change*) を開始し、為替手形が呈示されるつど、当月6日当日まで続ける。それが終了したのち (*apres lequel et iceluy passé*)、引き

(11) リヨンの定期市は、1420年2月9日に摂政シャルル王太子によって年2回、各6日間を認められた。1443年2月、シャルル7世はこれを年3回、復活祭の後の水曜日、サン・ジャック祭の翌日の7月26日、サン・タンドレ祭の翌日の11月1日からの各20日間とし、その後、各回の日数は15日に減らされた。1462年にルイ11世により年4回、公現祭、復活祭、8月4日、万聖節のあとの各15日間とした。なお、先行した拙稿「17世紀のリヨンの商事裁判—判決の域外執行と破産手続」広島法学37巻1号の脚注43で、1443年に各2日間としたが、これは20日間の誤りである。訂正する。

受けられなかった為替手形の所持人 (*Porteurs*) は、当月中に拒絶証書を作成させ⁽¹³⁾、返還費用とともに手形金の償還の請求のために手形を送り返す。

第 2 条：リヨン市決済所での外国人との交互計算・交換決済 (*pour faire le compte, & établir le prix de changes*) は、前記と同じ集会で、当月の祭日を除く 3 日目に、参事会長殿または最古参の参事会員のご出席のもとで行う。

第 3 条：為替手形の引受は、書面により、日付を記し、支払人または適法な委任状のある者 (*personnes deuëment fondées de procuration*) が署名して行い、委任状正本は公証人が保管する⁽¹⁴⁾。委任状のない商業使用人その他 (*facteur, commis, & autres non fondez de procurations*) によるものは無効であり、引受人 (*acceptant*) 自身にたいする訴えは可能であるが、支払人とされていた者にたいしては効果を生じない。

第 4 条：貸借収支帳⁽¹⁵⁾の記帳と開示、当事者間の振替 (*entrée et ouverture du bilan et virement de parties*) は、当月の祭日を除く 6 日目に開始し、当月末日まで続け、それが終了したのちは、振替も記帳 (*aucun virement, ny ecriture*) も行うことはなく、行っても無効である (*à peine de nullité*)。

第 5 条：前記 4 回の支払期間中、決済場には (*en la loge du change*)⁽¹⁶⁾、午前 10 時に入場し、11 時半に退場することとし、時間経過後、記帳も当事者間

(12) リヨンでは、決済所の中央に籠 (*corbeille*) のようなものがあり、その周囲に集まったとされている (J. Vaesen, *La juridiction commerciale à Lyon sous l'ancien régime: Étude historique sur la Conservation des privilèges royaux des foires de Lyon (1463-1795)*, Mougins-Rusand, 1879, p. 146)。

(13) 本規則には拒絶証書の方式について規定がないが、1673 年商事王令第 5 編 8 条は「拒絶証書は二人の公証人または一人の公証人と二人の証人、あるいは商事裁判所などの執行官によって作成する」と規定した。

(14) 1673 年商事王令第 5 編 2 条は、手形引受は書面で単純に行う (*acceptées par écrit purement et simplement*) と規定した。ヴェーゼンは、リヨンでは為替手形を引き受ける場合は十字 (*croix*) を、拒絶の場合は P を記したと述べている (J. Vaesen, *op. cit.*, p. 146)。P とは拒絶証書 (*prôtet*) の P であろう。

振替（*aucuns ecritures, ny virement de parties*）も行わない。時刻を周知させるために鐘を鳴らす。

第6条：商品購入で割引させる権利を保留した者⁽¹⁷⁾（*ceux qui en leurs achats de marchandises auront reservé la faculté de faire escompte*）者は、妥当としたなら（*si bon leur semble*）、前記支払月の6日目には要求しなければならず、それが終了したのちは受け入れられない。

第7条：振替の当事者（*parties virées*）は、所有者（*par les propriétaires*）または所有者が否認しなければ（*sans qu'ils puissent estre desavoüéz*）、その使用人によって（*ou par leurs facteurs, ou agents*）、貸借収支帳に記帳される（*escrites sur le bilan*）。この記帳も、所有者自身によって記帳された（*escrites et virée*）のと同様に、適正かつ有効である。

第8条：当事者間の振替はすべて、記帳させた者または貸借収支帳の所持人

(15) 1634年の出版物によると「6日目にすべての商人は、借方・貸方を示した貸借収支帳を手に決済所に出頭し、その債権者にたいして当事者間決済をし、あるいは債権者が承認することを条件に、同当事者の債務者（単数または複数）を提示し、その貸借収支帳にそれぞれ記帳する」とある（C. Boyer, *L'arithmétique des marchands*, Lyon, 1634, p. 44）。商人は決済にあたって自分の貸借収支帳を持参し、借方・貸方を記入し、同一当事者間であれば相殺を行い、同一当事者間に債権・債務がない場合には、債権譲渡によって、相殺を可能にして、決済を簡易化した（M. Bézard, *op. cit.*, p. 269; R. Gascon, *op. cit.*, p. 281）。なお、ガスコン教授は、リヨンの定期市以外での取引にも手形の支払地をリヨンとする例が多かったとしている。リヨンは金融の中心になったことを意味する。

(16) 最初の決済場は、ソーヌ右岸のフィレンツェ商人の集会所だったようで、その後移動している（M. Bézard, *op. cit.*, p. 286）。現在も、集会所通り（*rue de la Loge*）という通りがある。

(17) イレール教授は、為替手形の慣行は「イタリア内陸の諸都市（プレジア、シエナ、フィレンツェ）出身の銀行家がジェノアやマルセイユなどにもたらしたもので、13世紀にすでに金融業者は資金の主たる貸し手となり、シャンパーニュなどの定期市での支払債務を引き受けて商人に金融を与えていた」と書かれている（イレール・前掲・28巻2号191頁）。

の出席のもと、欠席者については、記帳させた者がそれに応える義務を負い (*à peine d'en répondre*)、抜取式用の紙ではなく、貸借収支帳にもとづいて行う。貸借収支帳に記載されていない当市の者は、為替切符によって (*par billets de change*)⁽¹⁸⁾ その債務者 (注：第三債務者) に支払を命じ、(第三債務者が) 債権者の要求にしたがって、当事者として支払い、債務を弁済する (*de décharge du paiement*)。市外の者は、仲立人 (*courretiers*)⁽¹⁹⁾ に所定の委任状を与え、仲立人を当事者とする。委任状は、支払人の担保として、または万一の訴訟に備え、公証人が保管する。

第 9 条：支払期間中に期日があり、引受済みの為替手形の全額または一部金額がこの間、当月末日までに支払われなければ、祭日を除くその後 3 日以内に拒絶証書を作成させなければならない。これは引受を害することはない。手形は、拒絶証書とともに、その当事者らに (*à tout ceux et par qui il appartiendra*) に通知するのに必要な時間的余裕をもって送られる。王国内で振出の手形について、拒絶証書の日から 2 か月、イタリア、スイス、ドイツ、オランダ、フランドル、イングランドで振出の手形については、3 か月、スペイン、ポルトガル、ポーランド、スウェーデン、デンマークで振出の手形については、6 か月以内に、手形の所持人は、知らせなければならない⁽²⁰⁾。

第 10 条：支払期間中に期日が到来する為替手形は、リヨン市決済所に貸借収支帳を所持する居住者 (*domiciliez porteurs de bilan*) については支払期日から 1 年の経過、その他の者については 3 年の経過により支払われたとみなさ

(18) 1673 年商事王令第 5 編 28 条は「提供された為替手形のための切符 (*les billet de change pour les lettres de changes fournies*) は、それが振り出されたもとの為替手形の記載」をするなどを規定した。

(19) ベザール控訴院弁護士は、国際都市リヨンで商売を成立させるために、仲立人の存在が不可欠であったとしている (M. Bézard, *op. cit.*, p. 223)。1464 年 4 月 20 日の書面により、参事会員が、地方官・監督職 (*baillis-sénéchal*) の代理として、荘重な手続のもとで、仲立人を選任した。本規則 19 条は、その趣旨の確認と考えられる。

(20) 本規則 9 条の規定は、1673 年商事王令第 5 編 13 条にそのまま取り入れられている。

れ、その間に引受人にたいして有効な手続をとらなければ (*ne justifie de diigence valable*)、引受人に対抗できない⁽²¹⁾。

第 11 条：外国人が月末日の後に、現金または為替手形を渡しても、その支払期間中になされた契約の弁済としてそれを受けとる義務はない。

(不渡り・破産処理の規定) (筆者追記)

第 12 条：当市において破産が起きたときは、破産者の債権者で、国内の他の地方や外国に存在し (*estre de certaines provinces du Royaume, ou des païs estrangers*)、差押えや搬出によって (*sous pretexte de saisie et transport*)、そして特権や慣行によって (*en vertu de leurs pretendus privileges ou coutume*)、破産債務者の財産上に、その地に不在の遠隔地の債権者よりも優先権を有する者は、その地ではそのように遇されるが、他の債権者が十分な満足を得たあとでしか破産者の財産の配当に参加することはできない。この扱いは、正当な債権者として認められ、当市の通常の慣行と定期市特権管理裁判所の判例にしたがって、善意・衡平な配当に参加を認められた他の国内居住者 (*regnicoles*) や外国人には適用されない。

第 13 条：破産者の財産に関する譲渡・搬出 (*cessions et transports*) は、破産が公知になる前の 10 日以内に行われた場合、無効 (*nuls*) である。ただし貸借収支帳にもとづく当事者間振替は、破産者またはその代理人が貸借収支帳を所持する場合、正当かつ有効 (*bons et valables*) であり、本条は適用されない。

第 14 条：染色業者などの工場主 (*tainturiers et autres manufacturiers*) は、最近の 2 年間の債務について破産者財産の上に優先権を有し、それを超える分は、他の債権者と同等に配当に参加する。

(21) 本規則 10 条の規定は、1673 年商事王令第 5 編 20 条の 13 条に類似し、商事王令 20 条は 3 年の間に訴訟を提起しなければ、訴権を喪失するとしている。

第 15 条：引受済み為替手形の受任者、引受人の債権者が、総額の一部しか受領しておらず、法定期間内に、未払い分の拒絶証書手続をとった場合、債務の法定の補償があれば、残額はプロラタで (*au sol la livre*)、各引渡人が債権者である金額に応じて、引渡しを受けるべき者に配当される。

第 16 条：約束手形や為替手形の支払 (*payement des promesse et lettres de change*) を受領するための一般委任状の所持人は、委任状正本を、公証人に手渡しし、委任状の所持人は、手形支払人に、その費用で複本 (*expeditions*) を提供しなければならない⁽²²⁾。

第 17 条：為替手形、約束手形、債券、その他債務証書 (*lettres de change, promesse, obligations et autres debts*) の支払の受領のための委任状は、その有効期間が明示されていなければ、1 年の経過により効力を失い、有効期間内であれば、取消されない限り、記された期間中は効力を有す。

第 18 条：破産者と詐欺破産者は、債権者にたいして債務を完済し、公けに姿を現すことができるまでは、決済場に入ることも、収支帳に記帳することも振替もできない。債権者が受けとるべき財産を債権者に払う手段を与えるため、債権者の指定する者に、搬出、委任または命令 (*transport, procuration ou ordres*) によってこれを行うことができ、債権者の命じるものを、書面で記される当事者として、支払を行う。

第 19 条：当市の金融業者と商人の仲立人と代理人 (*courretiers ou agents*) は、参事会長と参事会員が指名し、正当かつ法定の様式で、主要な商人の書面によって、その生活態度、行動および決済所での行為能力が証明されることを要し、参事会長と参事会員の前で宣誓する。仲立人は、前記商人の意見にしたがい、参事会長と参事会員が適当と判断する一定数に限定される⁽²³⁾。

第 20 条：当市の定期市の特権を享受する金融業者、貸借収支帳の所持人、卸売商人らは、正確かつ法定の帳簿 (*livres de raison*) を付ける義務を負い、

(22) この規定は、わが国の破産法、手形法にはない。

小売商人（*marchands, boutiquiers et vendans en détail*）は、日計表（*livres journaux*）を付ける。そうしなければ、破綻の場合、詐欺破産者と宣告され、それにより、詐欺破産者としての刑事罰を受ける⁽²⁴⁾。

第21条：いかなる資格、条件であれ、直接または間接的に上記規定の違反にたいし、緊急に停止させることができ、個々の違反には3,000リーブルの罰金を課し、四分の一ずつをローヌ橋施療院（*Hostel-Dieu*）、一般施療院（*Aumosne Generale*）、告発者（*denonciateur*）と決済所の修繕にあて、支払にあたって、身体拘束（*contraints par corps*）を行い、その財産を差し押さえ、換価する。本規則の遵守のため、違反者には共犯の違反者の告発を認める。この場合、初犯者は前記罰を免責され、告発を良しとする。本規則を周知させるため、本規則を読み上げ、ラッパと大声で（*à son de trompe et cry public*）告知し、決済所の市役所の前、その他恒常的な掲示場に掲げる。これらを済ませれば、異議、抗告があろうと、本規則の効力はそこなわれない。

提案した主要な商人40人以上と定期市特権裁判所裁判官が署名。

○ 1667年6月2日の参事会長などによる本規則の承認

参事会長、参事会員、定期市裁判官、定期市国王特権管理裁判官は、上記のとおり、リヨン市の主要な商人によって作成され、提案された本規則につき、国王陛下のご裁可を条件に、その形式と内容で実行されることに同意し、承認する。このためには国王陛下による命令に備えて、認可されよう。

(23) ベザール控訴院弁護士は、1466年にリヨンには、リヨン市民4人、フィレンツェ人5人など18人に仲立人がいたとしている。1481年には34人であったとしている。16世紀にはいるとその数は増加し、正確な数は把握できないとしている。増加にともない、仲立人は専門化した（M. Bézard, *op. cit.*, p. 231）。

(24) 1655年の「訴訟手続方例」は「詐欺破産は一つの詐欺であり、恩赦にも同情にも値せず、家族全体を悲しませ、信用を無視する違法行為」と規定した（同162条）。1673年商事王令は、詐欺破産は「厳密に追及し、死刑に処す」と規定した（第11編12条）。

以上の証人として、参事会長（ポル・マスクラニ盾士）、参事会員（フランソワ・サヴァロン国王顧問官、アントワヌ・ベレ、アンドレ・フォルコネ国王顧問官、エチエンヌ・ベルトン国王顧問官）は、1667 年 6 月 2 日、ここに署名し、秘書官、当市印章係に署名させて、本規則を発送させた。（マスクラニらの署名）

○ 1667 年 7 月 7 日の国王顧問会議による本規則の認可決定

国王陛下にたいして、リヨンの商人により、顧問会議に呈示された件。

しばらく前から、同市の 4 回の定期市の支払について、為替手形の引受、保証、拒絶（*pour l'acceptation, cautionnement et protest des lettres de change*）および同市商人に認められた特権にたいする違反や悪弊が多数ある。国王陛下が承認し、同市において、フランス人と外国人商人が遵守する規則によって、これを早急に改善しなければ、商業にたいして著しい損害を生じよう。このため、リヨン市決済所において主要事項について 21 条を取り決め、商人らはこれを公示し、パリ市およびその他国内諸都市の主要な商人にも通知することが適当と判断した。国王陛下は、生じるおそれのある不都合に備え、改善するために、本規則の条文を国王商事顧問会議に検証させた。そして、顧問会議の顧問官兼財政一般管理官のコルベール殿の報告を是とした。

国王陛下は、その顧問会議において、リヨンの商人が決定した規則の形式で、前記条文を認可された。国王陛下は、かれらが本規則をその形式と内容にしたがって実行するように命じた。国王陛下は、同市の参事会長、参事会員と同市の定期市特権管理官に、これを遵守し、個々の責任において、本規則違反を防止するように命じた。本規則に反する王宣、判決、王令については、国王陛下は、本規則に関するかぎり、無効とした。

本決定は読み上げられ、公示され、必要な場所に貼りだされ、異議、控訴があろうと、執行される。これに要する文書が署名され、送付される。

1667 年 7 月 7 日コンピエーニュにおける国王顧問官会議において。調査官ベ

リエ。

○ 1668年6月6日のパリ高等法院による登録抄本

昨年7月18日に、国王陛下が、支払の開始、為替手形の引受、拒絶証書、遡求に関し（*tant pour l'ouverture desdits payemens, que pour les acceptations des lettres de changes, protests et renvoys d'icelles*）、リヨン市の4回の定期市について、同市の参事会長と参事会員の承認を得た規則の形式での条文を認可され、署名され、コンピエーニュで発せられた国璽のあるリヨンに関する認可状（注：国王の書面は1667年9月5日付け）、次に、同条文の認可と参事会長と参事会員の承認した21条の規則の形式の条文を含んでいる、1667年7月9日（注：上記は7日）の国王顧問会議の決定、さらに1668年5月7日の参事会長と参事会員による当院への要請状を拝見した。

認可状の登録にあたって、これを命じるべきかいなかについて、当院が職権で選任したパリの6人の商人に本件につき意見を求めるために、通知することを決定し、5月12日に前記6人の金融業者と商人は、命ずるべきであるとの意見であり、本院は、ここに上記認可状と本規則の登録を決定する。1668年5月18日。

（2）解説

上記のとおり、リヨン市の決済所規則は全体で21条の短い規則であり、前半11条までは手形の支払手続、後半12条以下で破産に関して規定している。

本規則1条では、手形の決済を年4回、集中的に行ったことが分かる。決済所では参事会長などが出席し、その面前で手形の決済が行われた⁽²⁵⁾。

現在のわが国では手形の決済は、各地の銀行協会が「手形、小切手等の簡易、円滑な取立を可能に」するために手形交換所を設置、運営し（たとえば東京手形交換所規則1条を参照）、そこで手形交換が集中的に行われている。

現在の手形交換所の会員には、原則として銀行しかないので（同 3 条を参照）、手形の所持人は直接支払人に呈示する場合を除き、取引銀行に手形の取立てを委任する必要がある。取立てを委任された銀行が手形交換所で交換決済にあたることになる。17 世紀半ばの本規則では、手形の決済に銀行が登場しない。手形交換が制度化されるのは、1770 年代のイギリス・ロンドンにおいてであり、それ以前には手形債権者が直接、手形の決済を行ったからである。

本規則 1 条と 9 条は、拒絶証書 (*protestatio, protêt*) について規定している（引受拒絶証書と支払拒絶証書）。17 世紀には、手形所持人が償還請求する場合には必須であった。為替手形は、取引当事者の為替契約にもとづいて、手形に含まれる債務の承認を基盤とするものであり、支払または引受を拒絶する場合には、身体拘束（1673 年商事王令第 7 編）や財産にたいする強制執行（同第 5 編 12 条）もあり、所持人の申告だけでなく、公的な証明を要したものである。現在わが国には、拒絶証書令⁽²⁶⁾はあるものの、「統一手形用紙」には当然のように「拒絶証書不要」と印刷されている。現在は、銀行協会が運営する手形交換所の不渡事由を記した付箋が代用しているようである。

本規則 4 条にいう *bilan* を貸借収支帳と訳した。現在の手形交換所では、各参加銀行が手形交換による持出（相手銀行への請求）と持帰（相手銀行か

(25) イレール教授は、ヨーロッパの中近世には「国際貿易には為替手形、フランス国内商売には約束手形」が使われるのが通例であったが、リヨンの「定期市では主として商取引がらみの約束手形が使われ」、「定期市で買うと、次回またはそれ以降（次々回の定期市、3 回後の定期市、または 4 回後の定期市）の市で支払うというように使われた」とされている（イレール・前掲・第 28 卷 2 号 190 頁）。

(26) 現在のわが国の拒絶証書令（昭和 8 年勅令第 316 号）は「手形（為替手形、約束手形）および小切手の拒絶証書は公証人または執行官がこれを作る」（1 条）と規定し、「手形もしくは小切手または附箋によりてこれをなす」（3 条）とされている。支払拒絶証書作成期間は、支払呈示期間と同じで、満期またはこれに次ぐ 2 取引日内（手形法 38 条 1 項）とされている。

らの請求）の差（交換尻）を日本銀行などに銀行が保有する当座勘定での振替で決済する。本規則にいう「貸借収支帳」とはこの交換尻を把握するための記帳手段と思われる。

本規則 8 条は、交換尻の決済の方法として、直接の当事者間の相殺と第三債務者を通じた債権譲渡による相殺を挙げている。

本規則 12 条以下が不渡り、倒産処理の規定である。12 条は、リヨン以外の場所で優先的に債権回収をした場合、リヨンでの手続では劣後することが規定されている。これはリヨンの決済の国際性に由来する規定のようで、現在のわが国の現破産法が定めている「ホッチ・ポット・ルール」（破産法 109 条、201 条 4 項）（破産債権者が外国で手続によって債権回収をした場合、債権者間の配当率を調整するとする）を想起させる⁽²⁷⁾。

本規則 13 条は、わが国の破産法が定める否認権（破産法 160 条以下）に類似する。ただしわが国破産法では破産管財人が否認権を行使しなければならないが、本規則では当然無効である⁽²⁸⁾。なお、現在のフランスの倒産法（商法典第 6 編）L. 631-8 条（裁判上の更生手続）、L. 641-1 条（裁判上の清算手続）は、支払停止日（処理手続の基準日）の遡及を定めている。

本規則 14 条は、商取引相手の他の債権にたいする優先権を最近の 2 年間の債権に限定するものである。たとえば現在のわが国の破産法には、破産会社の従業員の労働債権について、一定の期間の労働債権を財団債権とする規定があるが（破産法 149 条）、これに類似している。他の債権者との利益を調整する趣旨と思われる。

本規則 15 条は、わが国の破産法が定める全部義務者の破産の手続規定

(27) ただし、わが国の破産法の規定は、アンシトラルの国際倒産モデル法 32 条に由来し、また、このルール自体は 1760 年代のイングランドに起源があるので、本規則とは関係がない。

(28) 1673 年商事王令は、手続開始後の譲渡、搬出、売却、贈与を無効とした（第 11 編 4 条）。

(破産法 104 条) に対応するようである。

本規則 18 条には二つの事項が規定されている。前段は、破産者にたいする一種の制裁措置である。現在のわが国でも手形の不渡りを一定期間内に繰り返した場合は、手形交換所から取引停止処分を受け、手形交換所の参加銀行による銀行取引停止処分を受ける (東京手形交換所規則 62 条 2 項)。17 世紀のリヨンでは手形交換に銀行は関与しなかったため、不渡りを起こした債務者は決済所に入ることを禁じられたのである。後段では、債権者のために手続を行う一種の債権者代表が登場している。フランスの 1673 年商事王例第 11 編の破産手続規定は「現金と動産、証券の換価代金は、債権者の選任する者の手中に置かれ」と規定した (同 9 条)。1807 年商法典破産編は、破産手続申立てがあった場合には、債権者が債権者代表 (*syndic*) の数を提案し、裁判所が代表を選任すると規定した (同 480 条)。ルノー助教授は「1673 年商事王令は、とくに管財人 (*curateur*) または代表者 (*syndic*) が代表する債権者団体」など、「リヨンの規則の基本原則を王国全体に拡大した」とされているが⁽²⁹⁾、この本規則にいう債権者の指定する者 (*seront nommez pour eux aux parties*) は、現在のわが国の破産法にいう破産管財人に類似した役割を果たしたことになる。

3 定期市の発生と変遷

(1) 定期市

人間は生存に必要なものを自ら作るか、他人から手に入れなければならない。物資の交換の場として市 (*marché*) が発生するのは洋の東西を問わず、必然である⁽³⁰⁾。ヨーロッパの中世では、巡礼地に人が集まった⁽³¹⁾。9 世紀のヴェズレー (*Vézelay*)、モン・サン・ミシェル (*Mont Saint Michel*)、シャルトル (*Chartres*) である。当時はまだ地域の限られた市 (*marché*) であった。

(29) ルノー・前掲・135 頁。

市までの距離が長ければ長いほど、危険が多かったからである。市へ出向くには隊商を組み、万一に備えて武装した者に警備させる必要があり、巡礼は危険だった⁽³²⁾。

権力者が交通の安全を保障し、往来の自由を保護してはじめて定期市（*foires*）が成立する。定期市は自然発生しないのである⁽³³⁾。定期市は各地に設けられたが⁽³⁴⁾、とくに栄えたのは巡礼地のあるシャンパーニュ（*Champagne*）であった⁽³⁵⁾。この地は13世紀末まで、フランス国王の領土で

(30) F. Bourquelot, *Études sur les foires de Champagne, sur la nature, l'étendue et les règles du commerce qui s'y faisait aux XIIe, XIIIe et XIVe siècles*, 1865-66, 1er partie, p. 4. ちなみにわが国では8世紀には物資交換の場としての市が成立し、8世紀前半成立の『養老関市令』第20条に「民間相互の売買は東西市で行うことや、時価での取引を行うべきこと等が規定」されている（井上正夫「市場と貨幣に対する律令政府の支配力」社会経済史学第65巻2号27頁）。

(31) フランス語の市には、*marché* と *foire* の語がある。ローマ時代、市は *nundinae* (*novem-dies*)、すなわち9日市（実際は8日市）だった。*marché* は *mercatus*（商業）に由来し、狭い地域を商圈とする市を指した。*foire* の語は1160年にあり、より広い地域を範囲とした。*foire* の語源はラテン語の *feria*（祝祭日）である（F. Bourquelot, *op.cit.m*, 1er partie, p. 13）。

(32) 中世ヨーロッパでは市場と広場が巾着切り（*coupeurs de bourses*）の稼ぎ場所だった（V. Tourelle, *Vol et brigandage au moyen âge*, Puf, 2006, p. 117）。

(33) イレール教授は、12世紀全般にわたって商業の発展に有利な展開が起き、「封土の再編（*regroupement féodaux*）が領土内に封建領主の権威の確立をもたらし、堅固な権力が商人に特別の保護をもたらすことができ、危険が減った」と記されている（J. Hilaire, *Introduction historique au droit commercial*, Puf, 1986, p. 29）。

(34) ラングドック（*Languedoc*）は地中海に面し、イタリアおよび東方からの産物が入ったため、定期市があった。モワサック（*Moissac*）の定期市は1125年に、ニーム（*Nimes*）の年2回（復活祭後、聖母祭後）の定期市は1151年にさかのぼる。カルカソンヌ（*Carcassonne*）の年2回の定期市は1158年3月4日にロジェ1世が許可している。ベジエ（*Béziers*）の定期市が1175年、1176年に存在したことは確認されている。ロデーヴ（*Lodève*）の定期市の存在は1212年の文書で確認され、司教の管理下にあった（J. Combes, *Les foires en Languedoc au moyen âge*. In: *Annales. Économies, Sociétés, Civilisations*. 13e année, N. 2, 1958.p. 246）。

はなく、独立したシャンパーニュ伯 (*comte de Champagne*) の領土であった⁽³⁶⁾。そして、当時の生活に不可欠であった毛織物 (*drap*) は北のフランドルを産地とし、それを南のロンバルディアの商人が商ったが、シャンパーニュはその間の交通の要衝だった⁽³⁷⁾。当時フランスには産業がなかった⁽³⁸⁾。

1134 年、シャンパーニュ伯、チボー 2 世 (Thibaut II) は外国商人に定期市の場以外での滞在を認め、1140 年ころ定期市の回数を増やした⁽³⁹⁾。当時、国内といえども往来の通過には通行証 (*conduit*) を要し、1150 年に領土外までその効力を保障した。1164 年、後継者アンリ 1 世 (Henri I) は、領地外の商人に定期市の場に住居を持つことを認め、1174 年に、定期市の管理を任とする者 (*custodes nundinarum*) を指名し、市の治安と裁判権を与えた。シャンパーニュでは両替商が成立し、預金の引受、貸付を行い、為替を決済した。

(35) 5 世紀にオーヴェルニュ司教シドニウス・アポリナリス (Apollinaris Sidonius) は、トロワに市 (*nundinae*) があつたと記している。996 年、プロヴァンにサン・テイウル (Saint Ayoul) の聖遺物が発見され、巡礼地となっている。

(36) クーリッセルは「(シャンパーニュの) 大市には、人々がヨーロッパのあらゆる地方から相互の商品交換のために集まった」、「中立地で、しかも地理上好位置にある交通の要点においてのみ、さまざまな国の商人の会合が可能であつた」、「ドイツ、フランスおよびイタリアの間にある、政治的に独立したシャムパーニュ伯領こそ、このような中立地域を形成していた」と述べている。すでに 12 世紀末以来、ヨーロッパの大部分においては各種の金銭債務はシャンパーニュの定期市において、しかも一定の期間中に支払われた (クーリッセル (増田四郎監修・伊藤栄・諸田實訳) 『ヨーロッパ中世経済史』(東洋経済新報社、1974) 368、369 頁)。

(37) R.-H. Bautier, *Les principales étapes du développement des foires de Champagne*. In: *Comptes-rendus des séances de l'Académie des Inscriptions et Belles-Lettres*, 96e année, N. 2, 1952. pp. 314-326 を参照。当時シャルトルやランスなどでも定期市はあつた。

(38) F. Bourquelot, *op cit.*, 1er partie, p. 205.

(39) ブルクロ教授は、1137 年にはすでにフランドルの商人がシャンパーニュに頻繁に往来し、12 世紀初めにはフランドルの町がシャンパーニュのトロア、プロヴァンなどに倉庫などを設け、シャンパーニュの僧院に住居の賃借を申し込んだとしている (F. Bourquelot, *op cit.*, 1er partie, p. 192)。

（2）シャンパーニュの王領併合—シャンパーニュの定期市の衰退

シャンパーニュの定期市がその他の定期市に比較して相対的に繁栄したのは、領主の強固な意思の反映であった⁽⁴⁰⁾。また、ラングドックの定期市は分散して開催されたが、シャンパーニュの定期市は開催地が連携して、連続して開催された。これがシャンパーニュ定期市の繁栄の原因である。

13 世紀にはいると、フランス国王の権力が拡大し、シャンパーニュ伯との領土争いが始まる。国王フィリップ 2 世（Philippe-Auguste）は、1209 年に国王の通行証（*conduit royal*）を与え、シャンパーニュの定期市を保護する立場をとった。そして、シャンパーニュの定期市は 13 世紀半ばにその頂点を迎えた⁽⁴¹⁾。しかし、14 世紀初めには衰退し始めた。その原因は複合的であり、一つに帰することはできないが、最大の理由は 1285 年にシャンパーニュがフランス王領に併合されたことである⁽⁴²⁾。シャンパーニュの定期市の利点であった政治的中立性が失われ、パリに近接したシャンパーニュにたいするフランス王権の関与が懸念されたのである。また、13 世紀後半からのフランドル戦争の影響がある⁽⁴³⁾。さらにイタリアで、1280 年以降、毛織物産業が始まったことも影響し、フィレンツェ、ミラノの毛織物がフランドルの毛織物と

(40) R.-H. Bautier, *op cit.*, p. 317.

(41) F. Braudel, *Civilisation materielle, économie et capitalisme*, tome 2, 1979, p. 88.

(42) 1285 年に父フィリップ豪胆王（Philippe le Hardi）の後を継いだフィリップ（4 世）美男王（Philippe le Bel）は、即位すると同時に新しい領土を王国にもたらした。彼の妻（Jeanne de Navarre）はナバラ王国の相続人であった、そしてそれより重要なのはシャンパーニュ伯領の相続人であったことである（アンリ・ピレンヌ（佐々木克己訳）『ヨーロッパの歴史』（創文社、1991）308 頁）。

(43) アンリ・ピレンヌ・前掲・225 頁。12 世紀以降、フランスのルイ 6 世、7 世の王権の拡張にたいして、フランドルは当時、イングランドと手を組み、イングランドに味方していた。12 世紀末からの仏英戦争は、フランス王権の伸長とイングランドと結びついた領主層との領地争いの様相を呈している。

競合することになり、フランドルの毛織物のイタリアの需要が減退した。陸上運送に代わって、海上運送が開拓されて、北海から地中海への海上運送が行われるようになったことも、内陸部のシャンパーニュには不利に働いた。最後に、貨幣の問題がある。それまで西ヨーロッパでは通貨は銀を中心にしてきたが、イタリア商人が銀を国外に輸出し、銀が枯渇、代わった金との交換比率が銀に不利で、多くのシャンパーニュの両替商が破綻した⁽⁴⁴⁾。

(3) 定期市の場としてのリヨン

レマン湖に発したローヌ (La Rhône) とフランス北東部ジュラ地方を源とするソーヌ (La Saône) は、現在のリヨンの南部で合流する。リyonは、古来、交通の要衝であり、また、ソーヌ川西岸のフルヴィエールの丘 (Fourvière) と北のクロワ・ルス (La Croix-rousse) の丘に囲まれた戦略的にも重要な地点であった。世俗権力と宗教権力の両方にとって、リyonは重要な拠点であった。

1419 年に、商人自治都市リyonの参事会は、ときの王太子シャルルに定期市の特権を請願したが、すでに 13 世紀にはイタリア商人がフルヴィエールの丘に住み着いていた。1420 年から始まったリyonの定期市は、15 世紀後半のルイ 11 世治世の時代には、衰退したシャンパーニュの地位を継承したジュネーヴとの定期市のセンターとしての競争で優位に立ち、国際取引の一大中心地に発展し⁽⁴⁵⁾、16 世紀初めにはヨーロッパ最大の金融の決済地となった。そ

(44) ポチエ教授は、13 世紀後半まで西ヨーロッパの交易はヨーロッパで産出された銀を中心にし、銀はフランスの富の源泉であったが、当時 20 年間で 100 トンの銀が国外に流出し、銀の貨幣鑄造が不可能になり、その後 13 世紀半ばから金が代替するようになるが、金の産出量は急速には増加しなかったと述べている (R.-H. Bautier, *L'or et l'argent en Occident de la fin du XIIIe siècle au début du XIVe siècle*, In: *Comptes-rendus des séances de l'Académie des Inscriptions et Belles-Lettres*, 95e année, no. 2, 1951, p. 169)。

(45) M. Bézard, *op. cit.*, p. 36.

の後の16世紀後半にはいったん衰退する。当時大陸各地では宗教戦争が勃発したからである。また海上貿易が行われたことも、豊かな河川があるとはいえ、内陸のリヨンには不利に働いた。さらにペルーなど新大陸から銀を中心とする貴金属が流入したことも影響している。貴金属の流入は、旧大陸各国にインフレーションを生じ、経済活動を活発にするので、商取引に有利な材料であるが、従来の金中心の取引に大量の銀が入ったため、金銀の交換率が不安定になり、商人が値上げに動いた結果、取引が減少したとされている⁽⁴⁶⁾。リヨンの定期市も、一時、衰退する。しかし17世紀にはいって、ルイ14世の治世下になると、絶対王制の確立、国内政情の安定により、商業都市として復活するのである。そしてリヨンの参事会員である商人たちが商取引に関する規則を制定した。「訴訟手続方例」の編集者のコリエは、その序文で商業の意義、商業都市のリヨンの繁栄ぶりを、次のように讃えている。

「われわれは孤立してではなく、社会のなかで生きざるを得ないが、このことがわれわれに商業の卓越性を教え、商業が優れて重要で、必要であることを教えている。われわれには共生が絶対に必要であり、共生しようとするのは自然のことである。アリストテレスがいうように、社会 (*société civile*) は、生きる喜びだけでなく、生きることそのものにも必要だからである。現にわれわれは他人の助けを借りないでは自分の財産を活かすこともできない。知恵が無関心や野蛮のかたちをとることはない。知者が自分だけで満足しようとしても無理であり、欲求を自分だけで満たすことができるということも無意味である。

(46) R. Gascon, op. cit., p. 327; K.N.Chaudhuri, *Circuits monétaires internationaux, prix comparés et spécialisation économique, 1500-1750*, In: *Étude d'histoire monétaire*, Presse universitaires de Lille, 1984, pp. 49-67. 18世紀まで、ヨーロッパには東洋からの香辛料と交換することのできる産物がなく、ボヘミア、サルデニア、バルカンの銀が輸出にあてられ、ヨーロッパは恒常的に貴金属不足だったようである。

人間が、祝福された共同体を構成する一部であると自覚しなければ、その人間は不幸であろう。このことを忘れたなら、幸福からも遠ざかる。偉大な業、善きことを褒め讃えなければ、非難されるというなら、まずは、商業を誉め讃えなければなるまい。われわれの称賛に理由がないとしても、商業がもっとも称賛を受けるにふさわしく、それ以上の業がありえようか。哲学者に自然の驚異を教え、立法者に政治を教えたのは、商業であり、商業がプラトンを哲学者にし、ソロンを立法者にしたのである。風習が違って、商業は各国民を利益ということ一つにし、産業によって自然を治め、アジア、アフリカ、アメリカの産品をヨーロッパにもたらし、これらの民を一つにし、これらの土地を武器も暴力も行使せずの一つの国にまとめたのである。商業こそは征服者以上の勝利者であり、文明の原理をもたらしものである。

リヨンの市民の栄華は、商業の賜物である。リヨンの富は世界各地の商人の賜物であり、ヨーロッパ全体にあまねくこの町の栄光と名声が鳴り響いている。

ローマ帝国の時期にも、世界中の商人が名高きリヨンに足を運んだ。しかしリヨンの現在の名声は、過去とは比較にならない。多くの町がリヨンと競ったが、現在ではほかの町には昔日の輝きしかなく、リヨンと対抗できるものではない。

ローマ時代の宮廷、巨像、劇場は崩れ、過去の栄華は残っていない。しかしリヨンの財産、その再生の星回りは不興を償い、遺跡のうえに商業の場を樹立した。周辺の町もリヨンをたたえるのみで、対抗すべくもない。リヨンは商業の賜物である。

いにしえのバビロンの民が王を愛したのは、王座を覆う天蓋につるされた4つの魔法の鳥ゆえであった。リヨンが誉むべき商業にたいして数世紀にわたって抱く情熱は、より真実の堅固な理由に基づいている。住民がリヨンの町への崇敬と愛着を示しているが、国王がしもじもの民の哀願にこたえられて

与えられた恩寵への感謝であることを云わなければなるまい。それは自由な定期市の特権の管理（*conservation des privilège de ses foires*）に対する王の裁判権の参事会（*consulats*）への統合である。時間と事件の困難を克服して得られたものである。

たしかに裁判官（*Magistrats*）は現在まで行使してきたが、その義務を尊厳をもってはたしてきた。しかし、複数の光は単一のともしびよりも影を照らすことも明らかであり、同じように啓明な複数の者がより複雑な事件にはより迅速な明かりをもたらすのではないか。商人と参事会長は、すでにこの裁判権を行使する任務を得てから、多くの事案でこれを示してきた。これまでしてきたように、無償で裁判を行い、満足が得られたことだけでその配慮と手間に任せるのは一般の利益である。」

4 リヨンの定期市の商人と商品

ではリヨンにはどのような商人が集まり、どのような商品が売買されていたのか。

リヨンに先立つシャンパーニュでは、11世紀末には、ブリュージュを中心とするフランドル商人が団体を形成し、イングランドの毛織物取引を支配したことが知られている（*hanse flamande de Londres*）⁽⁴⁷⁾。フランドル商人はヨーロッパ大陸にその販路を必要とし、1137年にはハンザ（ギルド）を形成したフランドル商人がシャンパーニュに頻繁に往来し、フランドルの各都市はシャンパーニュの定期市都市（トロア、プロヴァンなど）に倉庫などを設け、ブリュージュ、イープルなど17に達し（*dix-sept villes*）、時代が下るとその数は60に達したとされている⁽⁴⁸⁾。シャンパーニュの定期市の時代の主な売買の対象は、終始、毛織物であった⁽⁴⁹⁾。その生産地は、フランドル、イング

(47) H. Pirenne, *La hanse flamande de Londres*, *Bull. de l'Acad. roy. de Belgique*, 3^e sér., t. XXXVII, n° 4, 2e partie, 1899, pp. 65-108（とくに88頁）。

ランド、その消費地はフランス南部とイタリアであった。一方、フィレンツェ、ジェノヴァ、ルカ、ミラノなどのイタリア商人は地中海東岸地方からの商品、羊毛、絹、貴金属をもたらし、さらに出身地の先進的な金融技術をシャンパーニュの定期市にもたらしした⁽⁵⁰⁾。その最大のものが為替手形である⁽⁵¹⁾。

リヨンの定期市は 15 世紀前半に始まるが、15 世紀半ばには売買対象の商品の種類は多くない。最大の商品は毛織物であり、リネン（亜麻）も重要な商品であった。そのほか香辛料、毛皮、ガラス器、陶器、銅製品、穀物、牽引牛馬、小動物、武具、金銀器、木工品であり、参事会員が商品の展示場所を詳細に定め、両替商も店を構えた⁽⁵²⁾。定期市の期間中、リヨンの町の道路、広場は商人の露店で占められた。ローヌやソーヌといった河川をたどり、またローマ時代の道路をたどり、フランドル、イングランド、イタリアの商人が数十日をかけてリヨンに集まり、その地の旅籠（*hôtelleries*）に宿をとった。

(48) F. Bourquelot, *op cit.*, 1er partie, pp. 135-136. ブルクロ教授自身はこのなかにはテュートンのハンザが混入としている。なかにはノルマンディー地方の都市も含まれていた。

(49) ブルクロ教授は、イングランドから毛織物、スコットランドから毛皮、チーズ、アイルランドから毛皮、毛織物などと 35 の国・地方を挙げている（F. Bourquelot, *op cit.*, 1er partie, p. 206）。毛織物が中心である。

(50) ブルクロ教授は、フィレンツェ商人がフランドル商人から毛織物を購入し、両替商を支払人として手形を使用した例を挙げている（F. Bourquelot, *op cit.*, 1er partie, p. 188）。支払わない場合、トロワの定期市の裁判官（*garde des foires*）またはパリ高等法院に事件は係属し、未払人は定期市への往来を禁じられた。1318 年に、シエナの商人が定期市裁判官の命令にかかわらず、未払だったため、しつこく追及されたことがあり、またフィレンツェ商人がシャンパーニュ定期市の債務を未払のまま、イングランドに逃亡したため、同裁判官はロンドンの市長・裁判官に、同人の財産の換価処分を依頼したことを紹介している。

(51) F. Bourquelot, *op cit.*, 2e partie, pp. 102-174.

(52) M. Bézard, *op. cit.*, pp. 159-242. 本書には、定期市の取引商品ごとの詳しい説明がある。

16 世紀にも毛織物が最大の商品であったが、その重要性は低くなっている。ブルクロ教授は「定期市ごとに数十から 100 軒の毛織物商が来ている」と書いている⁽⁵³⁾。リネン、香辛料、種々の薬草、種々の地方色豊かな食品、金銀糸織、絨毯、さらに多数の軽工業品が商品となっている。こうした取引の決済がリヨンの決済所で集中的に行われたのである。

(53) M. Bézard, *op. cit.*, p. 164.